様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年5 月17日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた 温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	静岡油化工業株式会社(シズオカユカコウギョウカブシキガイシャ)		印
住所	静岡県静岡市駿河区広野字東割2311—5		
代表者氏名	長島 磯五郎	代表者役職	
担当者氏名	池ケ谷 明	担当者 所属部署・役職	営業部 営業部長
担当者 E-mail	shizuokayuka@mail.wbs.ne.jp	担当者電話番号	054-259-5175
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	＊プロジェクト代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名	＊プロジェクト代表事業者と同一		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	静岡油化工業株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的】 廃棄物削減と市民意識の啓発を目的としカーボンニュートラル燃料による化石燃料代替により温室効果ガス削減を図る。 【プロジェクトの内容】 家庭系(市民回収)・事業系(スーパー・食品会社)の廃食油を含めて静岡油化工業株式会社でメタノールを用いたエステル交換方式にてバイオディーゼル燃料を製造し自社産廃車両にて利用する。 【適格性基準との整合性】 ○条件 1:プロジェクトがない場合にはエネルギー利用されない、国内で発生した植物性の廃食油である。 ○条件 2:バイオディーゼル燃料の精製方式はメタノールを用いたエステル交換方式である。 ○条件 3:精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両の燃料は化石燃料(軽油)である。 ○条件 4:プロジェクトで使用されるバイオディーゼル燃料については、軽油と混合しないバイオディーゼル燃料(B100%)あり、国土交通省が選定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「(全国バイオディーゼル燃料利用推進)協議会モニタリング規格」を満たしている。 ○条件 5:精製されたバイオディーゼル燃料を使用する車両は車検証記載変更により個別に特定できる。また適切な利用をし、自己の責任において適切な車両等の管理が行われている。 【法令遵守状況】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および消防法に対応している。 【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
ﾜﾝﾀﾞｰ 750	㈱ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ三重	8 年	2008 年 4 月	廃食用油再生燃料 製造プラント
計量機	㈱ﾀﾂﾉ･ﾒｶﾄﾛﾆｸｽ	7 年	2008 年 4 月	BDF給油機

【モニタリング方法】
方法論およびモニタリングガイドラインに準拠し実施している。
【GHG 算定式の方法論への準拠性】
方法論に全て準拠している。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

- 社内教育の徹底(モニタリング体制や手順・報告書記載などについて)を行う。
- 報告→連絡→相談の社内の流れを統一する。
- プロジェクトに係る全員の講習会を定期的に実施し個別データーの信頼性の向上及びデータの収集・集計体制を整備する。

(2) 情報の保管

- 排出削減量を算定するために使用したデータを文章化し保存する。(検証機関が再計算できるようにする)

(3) データの確認

- データのチェックの為、収集量の台帳との突き合わせ、BDF納品書との突き合わせなど、複数人を介して実施し、入力ミスなどをなくす。
- 最終的なデータの確認・管理はプロジェク統括責任者の管理の下で実施する。

(4) 内部監査

- 定期的に、内部監査(年1回を予定)を行い、データのモニタリング・収集・算定・報告など随時課題発見に努め、その対応是正を行う。

(5) 測定機器の維持・管理

- 測定機器である BDF 給油器の維持・管理については、それぞれの部門の責任者がそれぞれの部門で使用する機器ついて、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、必要な点検等を実施するものとする。又、必要な場合、メーカーのアドバイスを受けるものとする。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">・廃食油回収範囲:静岡県内全域（全35市・町）
・バイオディーゼル燃料精製場所:静岡油化工業(株)静岡県静岡市駿河区広野字東割1699-1
・利用範囲:自社車両県内全域（廃食用油回収車両・産業廃棄物運搬車両）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（5 年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 8 月 27 日 ～2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2010年 9月 27日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年 5月 14日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>197</td><td>363</td><td>353</td><td>341</td><td>342</td><td>1,596</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（排出削減プロジェクトプロジェクト用） ver3.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="6">SS-E004</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="6">廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等における利用</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL: http://www.shizuokayuka.co.jp/

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

□ その他

具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年 5 月 16 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

<table>
<tr><th colspan="4">対象プロジェクト名</th></tr>
<tr><td colspan="4">静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業</td></tr>
<tr><th colspan="4">GHG 妥当性確認機関</th></tr>
<tr><td colspan="4">当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。</td></tr>
<tr><td>機関名</td><td colspan="3">ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社　印</td></tr>
<tr><td>担当部署名</td><td colspan="3">審査・検証部門</td></tr>
<tr><td>責任者名</td><td colspan="3">松井　誉敏</td></tr>
<tr><td>責任者 E-mail</td><td colspan="3">program@pjrcdm.com</td></tr>
<tr><td>責任者電話番号</td><td colspan="3">03-5774-9565</td></tr>
<tr><td>審査員名[i]</td><td colspan="3">審査チームリーダー：平尾隆行
審査チームリーダー（変更後）：松井誉敏
外部専門家：無
レビュー担当者：佐野幸光</td></tr>
<tr><td>機関要件への合致</td><td colspan="3">ISO14065 認定申請を IAF メンバーである認定機関に受理されている。</td></tr>
<tr><td>妥当性確認報告書発行日</td><td colspan="3">2012 年 5 月 16 日</td></tr>
<tr><th colspan="4">審査内容</th></tr>
<tr><td>適用妥当性確認・検証ガイドライン</td><td colspan="3">オフセット・クレジット（J-VER）妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.0</td></tr>
<tr><td>妥当性確認期間</td><td colspan="3">2010 年 9 月 27 日～2012 年 5 月 14 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現地審査</td><td>■ 有
□ 無</td><td>期間</td><td>2010 年 10 月 25 日～2010 年 10 月 25 日</td></tr>
<tr><td>審査内容</td><td colspan="2">・ 初回会議（静岡油化工業）：当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認
・ 現場ツアー：適格性基準への適合状態の確認、適用範囲の確認（リーケージ有無を含む）、BDF 製造設備の稼働状況の確認（装置仕様、電力・燃料・メタノール使用記録、日常・定期点検記録など）、原料保管状況の確認、文書・記録類の保管・管理状況の確認、BDF 使用車両の確認、法的適合性の確認
・ 記録および算定プロセスに係わる確認：法的適合性を示す根拠資料、モニタリングの適切性（網羅性、実在性、正確性）、算定式及びパラメータ、データ集計・管理体制、モニタ</td></tr>
</table>

		リングにおける QA／QC(教育訓練、内部監査、是正処置) ・　妥当性確認結果の取りまとめ及び最終会議
プロジェクト情報 (A・B)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成したオフセット・クレジット(J-VER)制度(以下、「本制度」という)に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書(以下、「プロジェクト計画書」という)Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、施設及び設備の実在性、稼働状況などを確認した。ここではプロジェクト活動範囲に事業者が当該方法論に準拠した管理をしていない車両が含まれていることが確認された。また、クレジット期間について、製造された BDF の品質が制度上担保されない期間が含まれていることが確認された。これらに対し事業者による修正が行われた結果、適用外の車両への BDF 供給分が除外され、またクレジット期間の開始日が品質が担保される日付となり、当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.2.0 における記載が適正なものとなったことを確認した。	
適格性要件(C)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、設備の運用状態などを確認した。ここでは、上述の車両管理に係る適用範囲の事項に加え、車両メンテナンス計画について、メンテナンス項目の網羅性、適切性が不明瞭であり、明確化を求めた。これに対し事業者による修正が行われた結果、メンテナンス計画が当該方法論に準拠したものであることが明確になり、当該プロジェクトは方法論 No. SS-E004Ver.5.0 の適格性要件全てを満たしていることを確認した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは、廃食用油の回収車両による BDF 使用量がベースラインに含まれる一方で、回収がプロジェクト開始前から恒常的に実施されていたことを立証する十分な根拠を確認することができなかった。これに対し事業者による修正が行われた結果、回収車両への BDF 給油量がベースライン排出量から除外され、一方で BDF 製造に伴う排出におけるメタノール使用量に回収車両給油分が含められ、算定式が当該方法論に従ったものであることとあわせ、当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.2.0 における排出量算定が、方法論 No.SS-E004Ver.5.0 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.3.0 に準拠して作成されていることを確認した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは BDF 使用量の把握について、モニタ	

	リングパターンが実態と異なること、BDF製造に伴う電力消費量に係り製造設備の稼働時間把握方法が確立されていないことが確認された。これらに対し事業者による修正が行われた結果、BDF使用量について実態に則した給油機メータを用いたパターンBによるモニタリング、製造設備の定格電力値が提示された上で稼働時間が年間常時稼動と保守的な扱いとされ、当該プロジェクトのモニタリング計画Ver.2.0は、方法論No.SS-E004及び本制度モニタリング方法ガイドラインVer.3.0に準拠して作成されていることを確認した。
その他(D)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書Ver.2.0において、当該事項が適正に記載されており、本制度及び当該方法論に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(以下、「当社」という)は、本制度において静岡油化工業株式会社(以下「事業者」という)が計画、実施する当該プロジェクトのプロジェクト計画書Ver.2.0及びモニタリング計画書Ver.2.0に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、本制度における実施規則 Ver.4.0、モニタリング方法ガイドラインVer.3.0、方法論No.SS-E004Ver.5.0を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドラインVer.2.0に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。 この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、ポジティブリストや適格性基準への適合性の確認、法令順守、環境影響評価、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続きにより、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書Ver.2.0及びモニタリング計画書Ver.2.0が、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間

2010年10月5日～2010年10月21日

コメント

意見募集中にいただいたご意見はなかった。

妥当性確認機関の見解

無し

---

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年5 月17日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業 —その2			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	静岡油化工業株式会社(シズオカユカコウギョウカブシキガイシャ)		印
住所	静岡県静岡市駿河区広野字東割2311—5		
代表者氏名	長島 磯五郎	代表者役職	
担当者氏名	池ヶ谷 明	担当者 所属部署・役職	営業部 営業部長
担当者 E-mail	shizuokayuka@mail.wbs.ne.jp	担当者電話番号	054-259-5175
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	*プロジェクト代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名	*プロジェクト代表事業者と同一		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	静岡油化工業株式会社 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[2]</td><td>【プロジェクトの目的】
廃棄物削減と市民意識の啓発を目的としカーボンニュートラル燃料による化石燃料代替により温室効果ガス削減を図る。
【プロジェクトの内容】
家庭系(市民回収)・事業系(スーパー・食品会社)の廃食油を含めて静岡油化工業株式会社でメタノールを用いたエステル交換方式にてバイオディーゼル燃料を製造し自社産廃車両にて利用する。
【適格性基準との整合性】
○条件 1:プロジェクトがない場合にはエネルギー利用されない、国内で発生した植物性の廃食油である。
○条件 2:バイオディーゼル燃料の精製方式はメタノールを用いたエステル交換方式である。
○条件 3:精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両の燃料は化石燃料(軽油)である。
○条件 4:プロジェクトで使用されるバイオディーゼル燃料については、軽油と混合しないバイオディーゼル燃料(B100%)あり、国土交通省が選定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「(全国バイオディーゼル燃料利用推進)協議会モニタリング規格」を満たしている。
○条件 5:精製されたバイオディーゼル燃料を使用する車両は車検証記載変更により個別に特定できる。また適切な利用をし、自己の責任において適切な車両等の管理が行われている。
【法令遵守状況】
廃棄物の処理及び清掃に関する法律および消防法に対応している。
【採用技術】
<table><tr><th>機器名</th><th>メーカ名</th><th>耐用年数</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr><tr><td>ワンダー200</td><td>㈱ワンダーランド三重</td><td>8 年</td><td>2011 年 2 月</td><td>廃食用油再生燃料
製造プラント</td></tr><tr><td>計量機</td><td>㈱タツノ・メカトロニクス</td><td>7 年</td><td>2008 年 4 月</td><td>BDF給油機</td></tr></table>【モニタリング方法】
方法論およびモニタリングガイドラインに準拠し実施している。
【GHG 算定式の方法論への準拠性】
方法論に全て準拠している。</td></tr>
</table>

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

・ 社内教育の徹底(モニタリング体制や手順・報告書記載などについて)を行う。

・ 報告→連絡→相談の社内の流れを統一する。

・ プロジェクトに係る全員の講習会を定期的に実施し個別データーの信頼性の向上及びデータの収集・集計体制を整備する。

（2） 情報の保管

・ 排出削減量を算定するために使用したデータを文章化し保存する。（検証機関が再計算できるようにする）

（3） データの確認

・ データのチェックの為、収集量の台帳との突き合わせ、BDF納品書との突き合わせなど、複数人を介して実施し、入力ミスなどをなくす。

・ 最終的なデータの確認・管理はプロジェク統括責任者の管理の下で実施する。

（4） 内部監査

・ 定期的に、内部監査（年1回を予定）を行い、データのモニタリング・収集・算定・報告など随時課題発見に努め、その対応是正を行う。

（5） 測定機器の維持・管理

・ 測定機器であるBDF給油器の維持・管理については、それぞれの部門の責任者がそれぞれの部門で使用する機器ついて、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、必要な点検等を実施するものとする。又、必要な場合、メーカーのアドバイスを受けるものとする。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><td>プロジェクト実施場所</td><td colspan="7">・廃食油回収範囲：静岡県内全域（全35市・町）
・バイオディーゼル燃料精製場所：静岡油化工業(株)静岡県静岡市駿河区広野字東割1699-1
・利用範囲：静岡県内(21市・町)</td></tr>
<tr><td><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="7">－</td></tr>
<tr><td>プロジェクト期間</td><td colspan="7">2011 年 3 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日(2 年 1 ヶ月)</td></tr>
<tr><td>クレジット期間</td><td colspan="7">2011 年 3 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日(2 年 1 ヶ月)</td></tr>
<tr><td>プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="7">2011年 3月 1日</td></tr>
<tr><td>妥当性確認終了日</td><td colspan="7">2012年 5月 15日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td><td>37</td><td>37</td><td>77</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="7">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（排出削減プロジェクトプロジェクト用） ver3.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="6">SS-E004</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="6">廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等における利用</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="6">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名: ＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** ☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ☑ ホームページ ホームページ URL: http://www.shizuokayuka.co.jp/ ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） ☐ その他 具体的に: ☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】 ☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: ☐ その他 具体的に: ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年 5 月 16 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

<table>
<tr><th colspan="4">対象プロジェクト名</th></tr>
<tr><td colspan="4">静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業
―その2</td></tr>
<tr><th colspan="4">GHG 妥当性確認機関</th></tr>
<tr><td colspan="4">当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。</td></tr>
<tr><td>機関名</td><td colspan="3">ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社　印</td></tr>
<tr><td>担当部署名</td><td colspan="3">審査・検証部門</td></tr>
<tr><td>責任者名</td><td colspan="3">松井　誉敏</td></tr>
<tr><td>責任者 E-mail</td><td colspan="3">program@pjrcdm.com</td></tr>
<tr><td>責任者電話番号</td><td colspan="3">03-5774-9565</td></tr>
<tr><td>審査員名[i]</td><td colspan="3">審査チームリーダー：松井誉敏
外部専門家：無
レビュー担当者：佐野幸光</td></tr>
<tr><td>機関要件への合致</td><td colspan="3">ISO14065 認定申請を IAF メンバーである認定機関に受理されている。</td></tr>
<tr><td>妥当性確認報告書発行日</td><td colspan="3">2012 年 5 月 16 日</td></tr>
<tr><th colspan="4">審査内容</th></tr>
<tr><td>適用妥当性確認・検証ガイドライン</td><td colspan="3">オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.0</td></tr>
<tr><td>妥当性確認期間</td><td colspan="3">2011 年 12 月 27 日～2012 年 5 月 15 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現地審査</td><td>■ 有
□ 無</td><td>期間</td><td>2012 年 3 月 21 日～2012 年 3 月 21 日</td></tr>
<tr><td>審査内容</td><td colspan="2">・初回会議（静岡油化工業）：当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認
・現場ツアー：適格性基準への適合状態の確認、適用範囲の確認（リーケージ有無、他プロジェクトとの境界）、BDF 製造設備の稼働状況の確認（装置仕様、電力・燃料・メタノール使用記録、日常・定期点検記録など）、原料保管状況の確認、文書・記録類の保管・管理状況の確認、BDF 使用車両の確認、法的適合性の確認
・記録および算定プロセスに係わる確認：法的適合性を示す根拠資料、モニタリングの適切性（網羅性、実在性、正確性）、算定式及びパラメータ、データ集計・管理体制、モニタ</td></tr>
</table>

		リングにおけるQA／QC(教育訓練、内部監査、是正処置) ・　妥当性確認結果の取りまとめ及び最終会議
プロジェクト情報 (A・B)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成したオフセット・クレジット(J-VER)制度(以下、「本制度」という)に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書(以下、「プロジェクト計画書」という)Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、施設及び設備の実在性、稼働状況などを確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書Ver.1.1において、プロジェクト情報が重要性の点から当該事項が適正に記載されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件(C)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、設備の運用状態などを確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書Ver.1.1における方法論No. SS-E004の適用は、本制度実施規則Ver.4.0に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは、後述する事業者からのメタノール使用量のモニタリング方法変更提案に基づき、想定排出削減量も修正が必要であることを確認した。これに対し事業者による修正の結果、変更に基づいた想定排出削減量の算定となったことを確認し、適用される算定式を含め当該プロジェクトのモニタリング計画Ver.1.1における排出量算定は、方法論No.SS-E004Ver.5.0及び本制度モニタリング方法ガイドラインVer.3.0に準拠して作成されていることを確認した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは現地検証の際にメタノール使用量の把握方法について、事業者より購買データによるモニタリングから、購買データを当該プロジェクトでの使用相当分をプロジェクト外でのBDF給油量を含めた全BDF給油量(販売のための給油を含む)に対する当該プロジェクトでのBDF給油量で按分する変更提案がなされた。その結果、変更後のデータの精度、取得方法ともモニタリング方法及び当該方法論に準拠しており、他の事項を含め当該プロジェクトのモニタリング計画Ver.1.1は、方法論No.SS-E004Ver.5.0及び本制度モニタリング方法ガイドラインVer.3.0に準拠して作成されていることを確認	

	した。
その他(D)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1 において、当該事項が適正に記載されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 （サマリー・結論）	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社（以下、「当社」という）は、本制度において静岡油化工業株式会社（以下「事業者」という）が計画、実施する当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、本制度における実施規則 Ver.4.0、モニタリング方法ガイドライン Ver.3.0、方法論 No.SS-E004Ver.5.0 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0 に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。 この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、方法論の適格性基準への適合性の確認、法令順守、環境影響評価、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続きにより、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 が、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 2011年12月27日～2012年1月9日 コメント 意見募集中にいただいたご意見はなかった。 妥当性確認機関の見解 無し

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 5月 17日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
福岡県:株式会社ジャパンカーゴ廃食油由来バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社ジャパンカーゴ(ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ ｼﾞｬﾊﾟﾝｶｰｺﾞ) 印		
住所	埼玉県東松山市御茶山町 13-12		
代表者氏名	吉田 弘志	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	吉野 鉄也	担当者 所属部署・役職	予算管理室 予算管理担当ﾘｰﾀﾞｰ
担当者 E-mail	t-yoshino@skylark.co.jp	担当者電話番号	0493-24-6001
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社ジャパンカーゴ		
プロジェクト参加者名	株式会社フチガミ		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社ジャパンカーゴ(ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ ｼﾞｬﾊﾟﾝｶｰｺﾞ) 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社トーマツ審査評価機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 株式会社ジャパンカーゴ（以下、当社という）は全国 9 拠点（仙台、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、岐阜、兵庫、福岡）にて食品運送業を営んでいる。現在、運搬に使用する当社車輌の燃料は軽油を使用している。このうち福岡県の食品運送について、温室効果ｶﾞｽ排出量の削減を目的にﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料の活用を行う。 本ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの参加者である株式会社フチガミにて製造した廃食用油を原料とするﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料（B100）を購入し、福岡県での食品運送に使用する車輌の燃料として利用する。 【適格性基準との整合性】 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ計画書は方法論 SS-E004 の適格性基準と対応し参照資料と一致している。 【法令遵守状況】 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに関連する法令は「消防法」「道路運送車両法」が挙げられ、それらについては遵守している。 【採用技術】 ﾒﾀﾉｰﾙを用いたｴｽﾃﾙ交換方式を採用している。 【モニタリング方法】 年 1 回を予定。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 条 件 1：使用するﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料の原料である廃食油は、ﾚｽﾄﾗﾝ等の商業施設で使用された植物性の廃食油であり、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄがない場合にはｴﾈﾙｷﾞｰ利用はされてない。 条 件 2：使用するﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料の精製方式は、ﾒﾀﾉｰﾙを用いたｴｽﾃﾙ交換方式（乾式）である。 条 件 3：ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料の使用により代替される車輌等の燃料は化石燃料である。 条 件 4：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ内で使用されるﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料は、全国ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料利用推進協議会ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ規格を満たしている。 条 件 5：ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料を使用する車両は全てﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 100％使用であり、個別に特定されている。また、ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙを使用するにあたり、自己の責任において適切な車両管理を行っている。 【モニタリング体制】

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制にあるように、安全運行ﾘｰﾀﾞｰがﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの目的、各担当の役割、実際の作業について教育と訓練を継続的に行う。

（2） 情報の保管

・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの基礎となる「運転日報」、BDF の「請求書」は原則として紙媒体で保存する。

・5 年を経過した紙媒体情報は、pdf 形式でのﾃﾞｰﾀ化を行い電子保存する。

（3） データの確認

・日次の BDF 使用量は、給油伝票と入力ﾃﾞｰﾀとの突合せ点検を北九州営業所の担当者が毎日行う。

・月次の BDF 使用量は、入力ﾃﾞｰﾀの月間合計と BDF 請求書に記載される購入量との突合せ点検を営業開発室営業管理担当者が前月分を翌月 1 日に行う。

・月次の BDF 使用量の妥当性は、該当月の車両の走行距離と北九州営業所合計の前年同月燃費から算出される概算使用量との比較により確認する。

（4） 内部監査

・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制にある予算管理ﾘｰﾀﾞｰは、社内で構築した体制やﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ手順、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝで要求されている事項に対し、組織の活動が適合しているか、或いは効率よく機能しているかを確認するために、年 1 回以上の内部監査を行う。

（5） 測定機器の維持・管理

・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制にある各部門の責任者が法定及び社内のﾙｰﾙに基づく適切な管理を行い、年 1 回以上の点検を行う。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）
実施事業所名称：株式会社ジャパンカーゴ北九州営業所
実施事業所住所：福岡県北九州市若松区安瀬 64-171
燃料供給会社名：株式会社フチガミ
燃料供給会社住所：福岡県久留米市津福本 2300-10</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 16 日 ～ 2013 年 3 月 31 日（5 年 0 ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 16 日 ～ 2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011年10月25日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年 5月17日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>239</td><td>324</td><td>339</td><td>341</td><td>341</td><td>1,586</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（ 排出削減 プロジェクト用） ver. 2.3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">SS-E004 ver. 6.1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">廃食用油由来のﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料の車輌等における利用</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td>
</tr>
</table>

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 □ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 □ ホームページ ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿ ☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】 □ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☑ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿ □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿ ☑ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年5月17日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名				
福岡県:株式会社ジャパンカーゴにおける廃食油由来バイオディーゼル燃料活用プロジェクト				
GHG 妥当性確認機関				
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。				
機関名	株式会社トーマツ審査評価機構			印
担当部署名	GHG チーム			
責任者名	多田　久仁雄			
責任者 E-mail	kunio.tada@tohmatsu.co.jp			
責任者電話番号	03-4334-8143			
審査員名	審査担当者:林　利夫(リーダー) テクニカルレビュー担当者:石外　力 プロセスレビュー担当者:稲永　弘 外部専門家:なし			
機関要件への合致	当社は、我が国における国際認定フォーラムメンバーである財団法人日本適合性認定協会(JAB)において、平成 22 年 12 月 15 日付けで、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定申請が受理された。			
妥当性確認報告書発行日	平成 24 年 5 月 17 日			
審査内容				
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性・検証ガイドライン Ver. 2.0			
妥当性確認期間	**平成 23 年 11 月 29 日～平成 24 年 4 月 20 日**			
現地審査	■ 有 □ 無	期間	2012 年 2 月 16 日	
	審査内容	・ **記録や文書の閲覧** ・ **プロジェクト実施状況の実査** ・ **プロジェクト事業者等への質問**		
プロジェクト情報(A・B)	プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、現地にて事業者及び他の関係者に質問を行った。現地審査の指摘により適宜修正が行われた。修正後のプロジェクト計画書に記載された参加者情報及びプロジェクト活動の概要			

	は、重要な点において、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 Ver. 4.0(以下、実施規則という)及びオフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論(以下、方法論という) SS-E004 Ver. 6.1 に準拠して作成されていることを確認した。
適格性要件(C)	プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地で質問を行った。適宜修正が行われた結果、修正後のプロジェクト計画書における適格性基準の記載は、方法論の適格性基準と対応しており、参照資料と一致していることを確認した。
排出量・吸収量算定(Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地で質問を行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量の算定で考慮する温室効果ガス排出活動及び算定式は、重要な点において、方法論及びモニタリング方法ガイドライン Ver. 3.1(以下、モニタリング方法ガイドラインという)に準拠して設定されていることを確認した。
モニタリング計画(Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地で質問を行った。適宜修正が行われた結果、修正後のモニタリング計画は、重要な点において、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠して作成されていることを確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地で質問を行った。適宜修正が行われ、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した結果、当プロジェクトのプロジェクト計画書におけるその他事項は、重要な点において、実施規則及び方法論に準拠して作成されていることを確認した。
機関の見解(サマリー・結論)	1. 妥当性確認の目的及び対象 株式会社トーマツ審査評価機構(以下「当社」という。)は、環境省のオフセット・クレジット制度(以下、「J-VER 制度」という。)に基づき株式会社 ジャパンカーゴ(以下、「事業者」という。)が作成した温室効果ガス排出削減計画書及びプロジェクト計画書別紙モニタリング計画書(以下、「プロジェクト計画書」という。)について妥当性確認を行った。J-VER 制度実施規則、オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論及びモニタリング方法ガイドライン(以下、「J-VER 実施規則等」という。)に従ってプロジェクト計画書を作成する責任は事業者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。 2. 実施した妥当性確認手続の概要 当社は、J-VER 制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.1(以下、「妥当性確認・検証ガイドライン」という。)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して妥当性確認を実施した。妥当性確認・検証ガイドラインは、プロジェクト計画書に記載された内容が J-VER 実施規則等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、妥当性確認・検証ガイドラインが定め

	る手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。妥当性確認は、プロジェクト計画書の作成に係る保証業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評価、プロジェクト計画書の記載の検討を含んでいる。当社は、妥当性確認の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。 3. 結論 当社は、プロジェクト計画書が、すべての重要な点において、J-VER実施規則等に従って作成されているものと認める。 本報告書の利用範囲 本報告書は、J-VER制度において環境省オフセット・クレジット認証委員会（以下、「認証委員会」という。）の利用に供することを目的に作成されたものであり、妥当性確認機関から認証委員会に提出されるものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびに認証委員会および事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 平成23年11月29日から平成23年12月13日 コメント パブリックコメントはなかった。 妥当性確認機関の見解 パブリックコメントに基づくプロジェクト計画書の修正点はなし。

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 5月21 日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので,プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
東京大学演習林樹芸研究所間伐推進プロジェクト ～東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	国立大学法人 東京大学(コクリツダイガクホウジン トウキョウダイガク) 印		
住所	東京都文京区本郷 7-3-1		
代表者氏名	濱田純一	代表者役職	総長
担当者氏名	迫田一昭	担当者 所属部署・役職	TSCP 室 室長補佐
担当者 E-mail	sakoda.kazuaki@mail.u-tokyo.ac.jp	担当者電話番号	03-5841-0500
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	東京大学 大学院農学生命科学研究科 附属演習林 樹芸研究所		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	国立大学法人 東京大学(コクリツダイガクホウジン トウキョウダイガク)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

[1] プロジェクト名は,抽象的な表現を避け,「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように,先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により,第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し,事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 （目的） 大学演習林の間伐事業により CO2 クレジットを獲得し，大学全体の CO2 排出量をオフセットすることである。 （内容） プロジェクト事業者である東京大学樹芸研究所が，2011 年～2012 年度に間伐を実施した林分における，2011 年～2012 年度の CO2 吸収量をクレジットとして申請するものである。2011～2012 年度については森林施業計画の間伐計画に沿って暫定値を申請するもので，面積は森林施業計画の間伐面積は森林施業計画に基づく暫定値とする。吸収量は森林施業計画の地位級に基づき、新・システム収穫表（静岡県スギ・ヒノキ人工林収穫予想表プログラムⅢ）ver.3.0.6 を使用して地位Ⅲとする事とする。最終の間伐面積は実測により仮定すr。 【適格性基準との整合性】 対象地は森林法第 5 条に定める森林で，森林施業計画対象林である。モニタリング・検証にあたっては森林施業計画全体の伐採届・造林届を提出し，間伐は市町村森林整備計画に定められた方法に従う。 【法令遵守状況】 森林・林業基本法，森林法、及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）に該当するが遵守している。 【採用技術】 面積測量機（Mapstar、Laser technology、Juniper system），樹高測定器（Haglof），胸高直径測定器（ACE）を使用し，間伐予定地の林分面積計算は ESRI 社製 ArcGIS9.3 を使用。 【モニタリング方法】 Ｊ－VER制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパタンに基づき，活動量は，各モニタリングポイントに応じ，森林GISによる計算及び実測を行うことにより特定する。拡大係数は，「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告」で示された樹種別の拡大係数，枝根率，容積密度を使用する。収穫予想表は，新・システム収穫表（静岡県スギ・ヒノキ人工林収穫予想プログラムⅢ）ver3.0.6 を用い収穫予想表を作成し使用する。また，ガイドラインに従いモニタリングプロットを設置し，的確にモニタリングを実施する。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 ガイドラインに全て準拠した算定式を採用している。 【モニタリング体制】 東京大学樹芸研究所所長を責任者として，データ収集・管理は東京大学樹芸研究所組織が担当する。データ収集・管理を森林管理係・調査試験研究係が担当，データ編集・解析，クレジット計算を技術主任，吸収量算定確認を所長補佐教員が行う。プロジェクト内容・進捗状況を大学本部 TSCP 室が管理する。 【QA / QC 体制】 品質保証及び品質管理については東京大学樹芸研究所組織が教育・研究の側面からも日常業務として的確に対応している。また内部監査的に大学本部 TSCP 室が定期的に確認をする。

[2] プロジェクト概要は，プロジェクトの目的・内容の他，適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">（プロジェクト実施場所が複数ある場合は，全ての住所を表形式等で記述する。）
樹芸研究所事務所：静岡県賀茂郡南伊豆町加納 457
間伐実施地・予定地:
静岡県賀茂郡南伊豆町青野 872、874、876、11034、11035、11037、1869、1870、1871、1872、1874、110323</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">静岡県賀茂郡南伊豆町（18.71ha）</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2011 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（2 年 0 ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2011 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011 年11月24日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012 年 5月 21日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td></td><td></td><td></td><td>49</td><td>141</td><td>190</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（ 森林管理プロジェクト用） ver.4.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">R.001 ver.5.0</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐推進プロジェクト）に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て，トン単位で記載してください。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下，該当する場合は，□に✓を入れ，必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑類似制度へ申請しておらず，当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については，オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって，当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下，「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています

類似制度名：

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については，オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって，当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず，今後も取得しません。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については，オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって，当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため，その分を控除いたします。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については，オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって，当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが，以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気，バイオガス等）を第三者に売却する際に，その売却先に対して，環境に関わる付加価値はクレジット化されており，当該エネルギー等の価値には付随していないこと，及び，当該エネルギー等の価値の帰属先と，環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して，売却先に示します。

☑　森林管理プロジェクトの場合，当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に，その譲渡先に対して，環境価値はクレジット化されており，当該森林には付随していないこと，及び，当該森林の所有権の帰属先と，環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて，当該森林の譲渡の際には，オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が，当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに，当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため，妥当性確認時において，これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

| | **【③自主的な報告･公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**
☑ 以下の自主的な報告･公表媒体において，当該プロジェクトの内容，当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。
あわせて，当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については，環境価値の帰属を主張しません。ただし，当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。
☐ ホームページ
ホームページ URL：
☑出版物 （環境報告書/定期刊行物）
☐ その他 具体的に：

☐ 現在は，自主的な報告･公表を実施していないが，今後実施するにあたっては，当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては，環境価値の帰属を主張しません。ただし，当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告･公表制度におけるダブルカウントの防止措置】
☐ 公的な報告･公表制度には参加していません。
☑ 以下の公的な報告･公表制度に参加しています
☑地球温暖化対策推進法に基づく算定･報告･公表制度の対象者である。
☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名：
☐ その他
具体的に：

☑ 当該報告･公表制度等において，当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし，当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告･公表制度等において，当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため，クレジット発行量については排出量とみなし，当該報告･公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし，当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告･公表制度等において，当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため，クレジット発行量については排出量とみなし，自主的な報告･公表値において報告します。ただし，当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 |

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

備考欄
なし

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年5月21日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
東京大学演習林 樹芸研究所間伐推進プロジェクト～東京大学サスティナブルキャンパスプロジェクト～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	SGS ジャパン株式会社		
担当部署名	認証サービス事業部　森林認証部		
責任者名	今泉　俊一		
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com		
責任者電話番号	045-330-5047		
審査員名[i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）		
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 5 月 21 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0		
妥当性確認期間	2011 年 12 月 1　日～2012 年 5 月 21 日		
現地審査	有	期間	2012 年 1 月 11 日～12 日
	審査内容	プロジェクト対象の森林を訪問し、モニタリングプロットがモニタリング方法ガイドラインに沿って計画されているか確認した。また、モニタリングプロット設置予定箇所周辺を踏査し、プロジェクト計画書に記述された森林の状況及び間伐実施状況から乖離がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビューも実施し、構築されたモニタリング体制が組織の実態に即しているか、モニタリングガイドラインに即しモニタリング手順が作成されているかについて確認した。	
プロジェクト情報	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビ		

（A･B）	ュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記述された方法論は、ポジティブリストにおいて要求される適格性要件の全てを満たしていることを確認した。
排出量･吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書に記載されている吸収量算定式及び結果は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書の内容は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、関連許認可及び関連法令等の遵守状況等について、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
機関の見解（サマリー･結論）	東京大学演習林 樹芸研究所の「東京大学演習林 樹芸研究所間伐推進プロジェクト～東京大学サスティナブルキャンパスプロジェクト～」に対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合意的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、申請書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。 最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 6.1%であり、重要性の判断基準である10%未満であることを確認した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録を行うことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 2012年1月10日～2012年1月24日 コメント 特になし。 妥当性確認機関の見解 特になし。	

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 5月 21日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
森林・林業日本一の町をめざす住田町の間伐プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ) 印		
住所	岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96 番地 1		
代表者氏名	住田町長 多田 欣一	代表者役職	町長
担当者氏名	水野 豊	担当者 所属部署・役職	住田町役場産業振興課 課長補佐
担当者 E-mail	y-mizuno@town.sumita.iwate.jp	担当者電話番号	0192-46-2111(321)
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ) 以下のうち当てはまる項目に☑ ☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的・内容】 住田町は、岩手県の東南部に位置し、町面積の9割を占める森林の豊富な資源を活用して、木材の生産から流通・加工・住宅建設までの川上から川下までの一貫システムを確立しており、森林・林業を中心とした循環型社会の形成に向けた「森林・林業日本一の町づくり」を推進している。その中で町有林は全域が FSC 森林認証林となっており、環境・経済に配慮した森林経営を行いながら木材の安定供給に取り組んでいる。 本事業は、①J-ver 制度の活用により、住田町有林の持続的な管理・経営を推進し、温室効果ガスの更なる吸収や環境保全に寄与する ②J-ver 制度の活用による収益で、私有林の森林整備や再造林を推進する ③J-ver という森林への新たな価値づけを示し、町民の森林への関心を高める動機づけとする という3点を目的としている。 【適格性基準との整合性】 当該プロジェクト実施地は、森林法第5条に定める岩手県大槌・気仙川地域森林計画区の民有林であり、住田町により森林施業計画の認定を受けた森林でFSC森林認証を取得した森林である。プロジェクト実施地における施業は、以下の条件を満たす間伐である。①森林施業計画は住田町によって認定されている。②クレジット発行対象期間内 （2007年4月1日～2013年3月31日）に当該森林施業計画において、土地転用は計画されておらず、主伐後には適切に更新を計画している。③当該プロジェクト実施地において、2007年4月1日以降に実施された森林施業計画に基づく間伐である。 【法令遵守状況】 森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を遵守し適切に森林の管理が行われている。 【採用技術】 （下表参照） 【モニタリング方法】 森林計画図等に基づきモニタリングプロットに設定した箇所を現地で特定し、プロット箇所が明確に分かるように左下隅に杭を設置するとともにGPSで緯度経度を記録する。その際林縁効果を避けるため、林道、農地などの疎開面より対象林の平均樹高の2倍以上となるよう配慮する。 モニタリングプロットは概ね正方形とし、辺長は対象森林内の最大樹高以上となるよう設定し毎木調査する。胸高直径の測定は原則として斜面山側に位置し地上高1．2m～1．3mの位置で1cm単位で測定する。対象の樹木が測定箇所より下で二又に分かれている場合は、それぞれを別の立木とみなし胸高直径を測定する。樹高は超音波樹高測定器により0．1m単位で測定し、プロッ

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
トゥルーパルス 360°	レーザーテクノロジー（米国）	5年	平成 20 年度	面積測量機
バーテックスⅢ	ハブロフ （スウェーデン）	5年	平成 19 年度	樹高測定器
ダイヤメータールール	KDSメジャー	－	平成 20 年度	胸高直径測定器
GPS Receiver	CE FC（カナダ）	5年	平成 20 年度	GPS関連機器

ト内上層樹木の平均により地位を特定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG算定式はすべて方法論に準拠している。

$$\Delta C_{total} = \Sigma \Delta C_{FM} - \Sigma \Delta C_{base}$$

$$= (\Delta C_{AG} + \Delta C_{BG}) - 0$$

$$= \Sigma (Area_{forest,i} \times \Delta TrunkSC_{,i} \times BEF_i \times WD_i \times CF \times 44/12) + \Sigma (\Delta C_{BG,i} \times R_{ratio,i})$$

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

モニタリングによる純吸収量の把握における信頼性の確保のため、モニタリング実施前に実施担当者にモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法について研修を行う。

（2） 情報の保管

検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用したデータを文書化し、電子データだけでなく保存する。情報の保管は J-VER 担当者が行い、保管期間はプロジェクト期間終了後 10 年間とする。

（3） データの確認

野外調査帳と算定ファイルの突合せ、各種係数の確認等、モニタリング体制に従い、データを文書化し、電子データだけでなく保存する。

（4）内部監査

内部監査委員は、品質保証の観点から、記録の中から任意にデータを抽出し、記録、入力、確認が行われているか、方法論や、ガイドラインに準拠しているかを確認し、教育訓練の実施体制や頻度、キャリブレーション等の測定機器の管理方法、情報の保管等について点検を行う。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

（5）測定機器の維持・管理

正確な純吸収量のモニタリングを行うため、測定機器を冷暗所に保管するなど適切に維持・管理するとともに、モニタリング実施前には取扱説明書に基づき点検を実施する。

プロジェクト実施場所

岩手県気仙郡住田町

地区	大字	地番	備考
世田米	窪田	169-31	
	野形	147-1、2 148-1 149-15、16、17 151-1、7	
	大通	9-7	
	登戸	65-1、5	
	合地沢	118-1、2 119-1、3 137-2 139-3 183-5	
	小股	251 264 269 251-1	
	畷畑	49-2	
	下大股	125	
	里小屋	32	
下有住	中上	246-1	
	火の土	198-49、54、55	
	奥火の土	206-1、3	
	奥新切	275-1、8、30、78、86、87、88	
	十文字	226-7	
上有住	八日町	163	
	土倉	298-72、702、715	
	桧山	109-35	
	中埣	172-1	
	下寒倉	254-4	

項目	内容
プロジェクト対象面積	514．06ha
プロジェクト期間	2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日（6 年 ヶ月）
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2012年 3月 6日
妥当性確認終了日	2012年 5月18日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	3,693	5,427	6,150	6,207	6,192	27,669

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="3">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（　森林管理プロジェクト用）　ver. ４．１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="2">NO. R001　ver. ６．０</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="2">森林経営活動によるCO2吸収量の増大
（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="4">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="2">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
□ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

■ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています

類似制度名:　フォレストック認定制度

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

■ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:　各制度において対象とする森林を明確に区分して管理するため。

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL：　http//www.town.sumita.iwate.jp

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に：

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

□ その他

具体的に：

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年5月21日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
森林・林業日本一の町をめざす住田町の間伐プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	SGS ジャパン株式会社　印		
担当部署名	認証サービス事業部　森林認証部		
責任者名	矢口　哲三		
責任者 E-mail	tetsuzo.yaguch@sgs.com		
責任者電話番号	045-330-5047		
審査員名[i]	矢口　哲三/主任検証員（チームリーダー） 今泉　俊一/主任検証員（レビューアー）		
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 5 月 21 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.1		
妥当性確認期間	2012 年 3 月 19 日～2012 年 5 月 21 日		
現地審査	有	期間	2012 年 3 月 22-23 日
	審査内容	プロジェクト対象の森林を訪問し、モニタリングプロットがモニタリング方法ガイドラインに沿って計画されているか確認した。また、モニタリングプロット設置予定箇所周辺を踏査し、プロジェクト計画書に記述された森林の状況及び間伐実施状況から乖離がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビューも実施し、構築されたモニタリング体制が組織の実態に即しているか、モニタリングガイドラインに即しモニタリング手順が作成されているかについて確認した。	
プロジェクト情報（A・B）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情		

	報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（No. R001）に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記述された方法論は、要求される適格性要件の全てを満たしていることを確認した。
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書に記載されている吸収量算定式及び結果は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（No. R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書の内容は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（No. R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、関連許認可及び関連法令等の遵守状況等について、モニタリング方法ガイドライン、方法論（No. R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
機関の見解（サマリー・結論）	「森林・林業日本一の町をめざす住田町の間伐プロジェクト」に対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に依拠して作成されており、全ての重要な点に関して適正であり、妥当であると判断した。 最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 2.2%であり、重要性の判断基準である10%未満であることを確認した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録を行うことを推奨する。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 2012年3月22日～2012年4月5日 コメント 特になし。 妥当性確認機関の見解 特になし。